

吉川ナスが地理的表示保護制度(GI)に登録されました！

吉川ナスは、全国で第14号に登録されました。北陸地方では初めて、伝統野菜としては全国初の快挙となりました。生産者を始め関係者一同、ますます励みになると喜びもひとしおでした。



地理的表示保護制度(GI)登録を記念して牧野市長と生産者の皆さんで記念撮影(7月26日、道の駅西山公園にて)

【地理的表示保護制度(GI)とは】

登録標章
GIマーク



地域との結びつきが深く、高い品質や評価を得ている農林水産物などの名称(地理的表示)を知的財産として国が登録し、地域ブランドとして保護する制度のことです。平成27年6月から申請がスタートし、同12月から登録が始まりました。

これまで夕張メロンや但馬牛、神戸ビーフなどが登録され、国内外での需要拡大などが期待されています。

品質・管理体制などの審査に合格した産品は、国に認められた証である「GIマーク」を付けて販売することができます。消費者に商品価値を伝えることができます。

【吉川ナスが登録されるまで】

平成27年6月、吉川ナスの生産者でつくる「鯖江市伝統野菜等栽培研究会」が農林水産省に申請書を提出し、現地調査や専門家による審査を経て、平成28年7月12日に登録が決定され、農林水産大臣政務官佐藤英道氏(当時・写真①中央)より、鯖江市伝統野菜等栽培研究会会長徳橋岑生氏(同中央右)へ、登録証が授与されました。

吉川ナスは、少数精鋭の熟練農家さんにより共通の栽培方法によって生産され、厳しい品質基準のもとに出荷されています。

こうした栽培技術や品質の高さ、地域や出荷先などからの評判、品種改良されることなく今日まで継承されてきた歴史などが高く評価され、登録が認められました。



生産者の皆さんが集まって開かれた吉川ナス栽培講習会(写真②)。徳橋会長が剪定などの栽培管理について熱心に指導されました。徳橋会長は、「これからも良い商品ができるよう努力していきたい」と意気込んでいました。

「吉川ナス」は、市内では左記販売店で取り扱っています。(平成28年8月現在)

道の駅西山公園、Aコープ(さばえ店・東さばえ店)、北陸自動車道北鯖江PA(下り)、アルプラザ鯖江、ハニー(みゆき店・住吉店・東陽店・ビックベリーマーケット北野)、パロー(東鯖江店・神明店)など

※吉川ナスの販売時期は、6月中旬～11月中旬頃です。
※吉川ナスのレシピは、市ホームページに掲載しています。

【問合せ先】農林政策課 ☎033-22232